

第二段階の交付申請に必要なもの一覧

	書類名等	記入者	備考	チェック欄
	不妊に悩む方への豊田市特定治療補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）	申請者		
	不妊に悩む方への豊田市特定治療支援事業受診等証明書（様式第5号）	医療機関（太枠内は申請者が記入）	治療の一環として、院外処方にて投薬等が発生する場合には、様式第5号にその旨及び利用した薬局名・投薬費用を主治医に証明してもらう。	
	豊田市不妊検査・治療費補助金交付請求書（様式第10号）	申請者	交付申請書兼実績報告書（様式第4号）に押した印鑑と同じ印鑑を使う。	
	医療機関（薬局）発行の領収書（原本）		・原本は申請時に窓口にて返却。 ・領収書を紛失した場合には、医療機関に領収証明書等を交付してもらい、領収書の代わりとする。	
	戸籍 ^{とら} 謄本（戸籍全部事項証明書） 又は 外国人登録原票記載事項証明書		・戸籍謄本は本籍地で取得。 ・申請日から6か月以内に交付されたものに限る。 ・ただし、同年度分の第一、第二段階申請時に提出したものが、今回の申請日から6か月以内に交付されたもの場合は省略できる。	
	印鑑（認印可）		書類に押した印鑑と同じ印鑑、訂正に必要。	

< 該当される方は以下のものも必要 >

【振込先口座がゆうちょ銀行の方】

	預金通帳			
--	------	--	--	--

【平成23年1月1日（平成23年4月5月の申請は平成22年1月1日）に豊田市に住所のない方】

	所得額を証明する書類		該当の夫及び妻の22年（平成23年4月5月の申請は21年）の所得額を証明する書類が必要。	
--	------------	--	--	--

< 所得額を証明する書類とは >

会社員等で給与収入があり、確定申告をしていない方...源泉徴収票

自営業や確定申告をされた方...確定申告書の控え

収入がない方または上記書類がない方...所得証明書（児童手当用）

チェック欄を使って、申請に必要なものがすべてそろっていることを確認してから、子ども家庭課の窓口にお越しください。